

オガサワラシジミ保護増殖事業計画

平成 21 年 3 月 19 日

文部科学省

農林水産省

国土交通省

環 境 省

オガサワラシジミ保護増殖事業計画

文 部 科 学 省
農 林 水 産 省
国 土 交 通 省
環 境 省

第1 事業の目標

オガサワラシジミは、シジミチョウ科に属するチョウの一種で、1978年には小笠原諸島の弟島、兄島、父島、母島及び姉島で生息が確認されていたが、ほとんどの地域で絶滅し、現在では、母島のごく限られた地域で生息が確認されるのみである。

本種の生息個体数は、グリーンアノールによる捕食、アカギ、シマグワ等の外来植物の侵入等の影響によるコブガシ類、オオバシマムラサキ等の食樹の減少、愛好家による捕獲等の影響を受けて減少したものと考えられており、現在はごく少ない。

本事業は、本種の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、必要に応じて人工繁殖を実施すること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

東京都小笠原諸島における本種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）並びに第3の3の飼育及び人工繁殖等を行う区域

第3 事業の内容

現在の本種の生息状況が極めて危機的であることから、台風によるかく乱等の自然条件の変化が、本種の存続に壊滅的な影響を及ぼす可能性がある。本事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の内容については、これらの変化に合わせて柔軟に見直すこととする。

また、事業の実施に当たっては、小笠原諸島が固有の島しょ生態系を有していることにかんがみ、島外から、外来種若しくは病害虫又はそれらを保持するおそれのある土壌、資材等を持ち込むことがないように留意する。

1 生息状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じて、次の調査等を実

施する。また、この結果、生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査を実施する等、本種の保存に資する対策を講ずる。

(1) 生息状況等の調査及びモニタリング

母島の現在の生息地においては、本種の生息域、生息密度等の生息状況を把握するための調査を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。また、かつて生息が確認されていた地域においても、再発見の可能性があることから、生息確認のための調査を行う。

あわせて、本種の自然条件下での生活史や繁殖様式等の生物学的特性の把握に向けた調査を行う。

(2) 生息環境の調査及びモニタリング

生息地及びその周辺における植生、地形、気象等の生息環境の変化を把握するための調査を行い、その変化について定期的なモニタリングを行う。

また、本種の幼虫の成育に欠かせないコブガシ類、オオバシママラサキ等の食樹の生育、開花状況等を把握する。

(3) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

グリーンアノールによる捕食、アカギ、シマグワ等の外来植物の侵入による在来植生等の変化等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するとともに、その影響についてモニタリングを行う。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本種が自然状態で安定的に存続するためには、本種に好適な生息環境を含む生態系全体を健全に保つことが必要である。特に、本種の幼虫の成育には、コブガシ類、オオバシママラサキ等の食樹が欠かせないため、これらの樹種の保全が重要となる。このため、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、1で得られた知見等を十分に踏まえた上で対応策を検討し、本種の生息に適した環境の維持及び改善のために、必要に応じて、次の取組を行う。

なお、本種の生息地における土地利用及び開発等の実施に際しては、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう努める。

(1) 在来の森林相の再生

本種の幼虫の食樹であるコブガシ類、オオバシママラサキ等を被圧するアカギ、シマグワ等の外来植物の防除を行う。また、オオバシママラサキ等の植栽を行う。植栽は、花期に考慮して実施するとともに、同種の野生個体群の遺伝的多様性をかく乱しないよう留意し、植栽後の個体の管理を適正に行う。

(2) グリーンアノールによる影響の除去

捕食により、本種の存続に対して大きな脅威となっているグリーンアノールについては、本種の生息地への侵入状況及び与えている影響を監視するとともに、本種の生態学的特性を十分考慮して、侵入防止柵の設置や粘着トラップによる個体の防除等の対策を講ずる。

(3) 生息地等の巡視

生息環境の保全を図るため、生息地及びその周辺において巡視を行う。

3 飼育及び人工繁殖等の実施

本種の保存は、2の生息地における取組を基本とするが、生息状況の急激な悪化等により生息域内での種の存続が困難となる可能性を踏まえ、必要性を十分に検討した上で、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、飼育及び人工繁殖を実施し、飼育及び人工繁殖技術の確立を目指す。

この場合、生息域外で保存される個体は、可能な限り野生復帰させることが期待されるため、野生復帰させうる資質を保つような飼育及び人工繁殖技術の確立を目指すこととする。あわせて、飼育下における生態的知見の収集にも努める。

さらに、2の取組だけでは、本事業の目標達成が困難と判断される場合には、増殖させた個体を本種の生息域内に野生復帰させることについて検討する。

4 生息地における密猟等の防止

本種の密猟を防止するため、生息地における監視や渡船利用者への密猟防止の普及啓発等を行う。また、個体の違法な譲渡し等についても、情報収集に努める。

5 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする国民等の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働き掛けるとともに、関係地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関す

る専門的知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。